

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|---|---|----------|--|---------------|---|------------|------------|-------|---------|----|
| 港湾・空港施設等の設計に関する技術支援業務 令和2年4月7日～令和3年2月26日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.4.7 | (一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2 | 2010005018571 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 29,205,203 | 29,150,000 | 99.8% | | |
| 護岸・岸壁における砂の吸い出し防止対策検討調査 令和2年5月25日～令和3年2月26日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.5.25 | マリントクノロジー(株) 東京都目黒区下目黒3-9-13 | 2013201011738 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 30,391,255 | 29,150,000 | 95.9% | | |
| 高波・高潮に対する護岸防波技術検討調査 令和2年5月28日～令和3年2月26日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.5.28 | (一社)海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2-8-6 | 5010005018602 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 35,024,783 | 34,972,300 | 99.8% | | |
| 令和2年6月分該当無し | | | | | | | | | | |
| 光学衛星及び海洋短波レーダーを利用した東京湾における水質・波浪空間分布推定手法に関する研究委託 令和2年7月15日～令和3年3月23日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.15 | 国立大学法人横浜国立大学 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1 | 6020005004971 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (参加者の有無を確認する公募) | 3,684,587 | 2,999,999 | 81.4% | | |
| 東京湾沿岸域施設への鉄鋼スラグ混練材の活用による環境改善に関する研究委託 令和2年7月15日～令和3年3月23日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.15 | 学校法人千葉工業大学 習志野市津田沼2-17-1 | 5040005002413 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (参加者の有無を確認する公募) | 3,957,380 | 2,998,809 | 75.7% | | |
| 千葉港千葉中央地区岸壁(-9m)基本設計 令和2年7月20日～令和3年2月1日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.20 | パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22 | 8013401001509 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 38,736,682 | 37,796,000 | 97.5% | | |
| 東京湾における炭素収支に着目した環境再生の機能とその評価に関する研究委託 令和2年7月28日～令和3年3月23日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.28 | 国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1 | 5010005007398 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (参加者の有無を確認する公募) | 4,396,166 | 3,499,950 | 79.6% | | |
| 鉄鋼スラグ混合地盤材料による造成地盤の物性に及ぼす施工方法と地盤材料の物理・力学特性の影響に関する研究委託 令和2年7月28日～令和3年3月23日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.28 | 学校法人東京理科大学 東京都新宿区神楽坂1-3 | 5011105000945 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (参加者の有無を確認する公募) | 3,384,025 | 3,023,936 | 89.3% | | |
| 横浜港の地盤特性と地盤改良方法の最適化に関する研究委託 令和2年7月28日～令和3年3月23日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.28 | 国立大学法人北海道大学 札幌市北区北13条西8丁目 | 6430005004014 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (参加者の有無を確認する公募) | 3,957,380 | 3,053,431 | 77.1% | | |
| 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁(-15m)基本設計 令和2年7月30日～令和3年2月26日 建設コンサルタント | 分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 | R2.7.30 | パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22 | 8013401001509 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 17,743,207 | 17,644,000 | 99.4% | | |

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務

本件は、下記理由により「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約致したい。

記

本業務は、関東地方整備局で検討する港湾・空港施設の設計等に関する検討案件に対し、技術的課題に精通した有識者による検討会等を開催し、技術的支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、過去に港湾施設又は空港施設の調査・設計に関するマニュアル等を作成した業務を経験し、有識者の意見に対応するため港湾・空港施設の調査・設計に精通しているとともに、当局が提示する設計等に関する検討案件について、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有している事が必要不可欠である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行った一般財団法人 沿岸技術研究センターを特定した。

したがって、一般財団法人 沿岸技術研究センターが本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人 沿岸技術研究センターと随意契約するものである。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 護岸・岸壁における砂の吸い出し防止対策検討調査

本件は、下記理由によりマリンテクノロジー（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、波浪で発生する各ケーソン目地部の砂の吸い出しによる陥没について、横浜港金沢地区で砂の吸い出し防止対策および対策後のモニタリングの調査を行い、対策工法の施工性、維持管理性等を評価し、効果と実用性について検討するものである。

昨今の台風は、地球温暖化の影響により強度が増加している。一方、港湾構造物は老朽化も進行している。この状況の中、各ケーソンと目地部には砂の吸い出しによるエプロン敷きに陥没が発生している。

現況を踏まえ、本業務は、2019年9月台風第15号の影響で発生した砂の吸い出しによるエプロン敷きの陥没場所に対し、砂の吸い出し防止対策と対策後のモニタリングを実施して、対策工法の施工性、維持管理性等を評価し、効果と実用性について検討するものである。

このため、対策工法、モニタリング方法について簡易公募型に準じたプロポーザル方式に準ずる方式より技術提案を求め、最も優れた技術提案を行ったマリンテクノロジー（株）を特定した。

したがって、マリンテクノロジー（株）が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、マリンテクノロジー（株）と随意契約するものである。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 高波・高潮に対する護岸防波技術検討調査

本件は、下記理由により (一社) 海洋調査協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、護岸背後地等の高波・高潮に対する越波対策として防波技術に関する現地試験調査を行い、防波技術の護岸等への適用に関して検討するものである。

本業務の実施に当たっては、高波・高潮に対する越波対策のための防波技術に関する試験内容や現地試験方法に精通している必要がある。また、越波対策技術のマニュアル(案)の概略検討を行うことを目的としているため、高潮・高波に対する防波技術の合理的な試験内容や現地試験方法を把握し、試験結果を解析検討の上、防波技術の適切な評価及び護岸等へ適用を検討するための最新の専門的な知見・技術力が必要である。

このため、高潮・高波に対する防波技術の合理的な試験内容や現地試験方法について、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により技術提案を求め、優れた技術提案を行った (一社) 海洋調査協会を特定した。

したがって、(一社) 海洋調査協会が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断される。

以上の理由から、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、(一社) 海洋調査協会と随意契約するものである。

国土交通省 関東地方整備局

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：光学衛星及び海洋短波レーダーを利用した
東京湾における水質・波浪空間分布推定手法に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立大学法人横浜国立大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾環境改善の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、光学衛星及び海洋短波レーダーを用いて、東京湾における水質・波浪の同時観測が可能な水環境モニタリング技術を開発し、環境予測について検討を行うものである。本業務を遂行するためには、光学衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定モデルを開発する能力、同モデルの開発と精度検証に必要な水質・光学パラメーターの実測値取得が可能であること、光学衛星及び海洋短波レーダーを組み合わせた水環境モニタリング技術を開発する能力が求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結し、港湾環境改善につながる研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾環境に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。また、今後の港湾建設行政に与える影響は多大であることから公正かつ中立的な立場から業務を行うことができる機関が、本業務の実施機関として不可欠である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立大学法人横浜国立大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(応募要件)

【技術力に関する要件】

- ① 光学衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定モデルの開発が可能であること。
- ② 光学衛星データによる大気補正・水質推定モデルの開発と精度検証に必要な水質・光学パラメーターの実測値取得が可能であること。
- ③ 光学衛星及び海洋短波レーダーを組み合わせた水環境モニタリング技術の開発が可能であること。

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：東京湾沿岸域施設への鉄鋼スラグ混練材の活用による環境改善に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、学校法人千葉工業大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾環境改善の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、東京湾沿岸域施設整備への鉄鋼スラグ混練材の活用を想定し、水環境改善との両立のための社会技術の確立を目的とし、環境側面と使用蓋然性に着目し、環境影響の定量的評価・分析を進め、あわせて手法の確立を図るものである。本業務を遂行するためには、カルシア改質土等の鉄鋼スラグ混練材等人工材料を海域利用することに関する技術及び水環境改善技術（人工浅場または干潟、浚渫土の改質等）に精通し、環境側面と使用蓋然性の観点から技術的判断をする能力を有することが求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結し、港湾環境改善につながる研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾環境に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。また、今後の港湾建設行政に与える影響は多大であることから公正かつ中立的な立場から業務を行うことができる機関が、本業務の実施機関として不可欠である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した学校法人千葉工業大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(応募要件)

【技術力に関する要件】

- ① カルシア改質土等の鉄鋼スラグ混練材等人工材料を海域利用することに関する技術に精通し、技術的判断が可能なこと。
- ② 水環境改善技術（人工浅場または干潟、浚渫土の改質等）に精通し、環境側面と使用蓋然性の観点から技術的判断をすることが可能なこと。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 千葉港千葉中央地区岸壁 (-9m) 基本設計

本件は、下記理由により「パシフィックコンサルタンツ株式会社」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港千葉中央地区の岸壁 (-6m) における、岸壁 (-9m) への増深改良及び耐震改良の基本設計を行うものである。

本岸壁は増深 (-6m→9m) のうえ耐震化及び岸壁法線の前出しが計画されている。しかしながら、既存岸壁のエプロンは激しく陥没しており、前出し構造を検討する際は留意する必要がある。また、当該岸壁の深度約-20mには、N値 50 の土層が 1m程度存在しており、構造物の選定評価において留意する必要がある。施工については、海上作業が可能な期間が 1 年のうち 4 月～9 月の 6 か月という制約もある。以上の 3 点を考慮した構造諸元を選定する必要がある。そのため、岸壁の設計に関する十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行ったパシフィックコンサルタンツ株式会社を特定した。

したがって、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：東京湾における炭素収支に着目した環境再生の機能とその評価に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立大学法人東京大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾環境改善の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、海洋生態系がもつ炭素吸収機能（ブルーカーボン）に着目し、東京湾の環境再生を促進するため、東京湾における現地調査や数値シミュレーションによる海水面を通じた炭素収支の評価（貧酸素水塊の湧昇影響を含む）、ドローンやリモートセンシング等を用いた藻場の時空間変動の把握と変動要因の考察、藻場・干潟・浅場の炭素吸収機能の評価を行うものである。本業務を遂行するためには、流動・波浪・水質・生態系・底質を統合した数値モデルを用い、長期的な炭素の吸収・貯留を把握すること、数値モデルの検証に必要な全炭酸・全アルカリ度の分析を含む炭素収支に関わる海水の調査分析技術、リモートセンシング画像および空中写真画像から藻場を推定するソフトウェア解析技術を有することが求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結し、港湾環境改善につながる研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾環境に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。また、今後の港湾建設行政に与える影響は多大であることから公正かつ中立的な立場から業務を行うことができる機関が、本業務の実施機関として不可欠である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立大学法人東京大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(応募要件)

【技術力に関する要件】

- ① 長期的な炭素の吸収・貯留を把握するため、流動・波浪・水質・生態系・底質を統合した数値モデルを使いこなすことが可能なこと。
- ② 流動・波浪・水質・生態系・底質を統合した数値モデルの検証に必要な、全炭酸・全アルカリ度の分析を含め炭素収支に関わる海水の調査分析技術を有していること。
- ③ リモートセンシング画像および空中写真画像から藻場を推定するソフトウェア解析技術を有していること。

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：鉄鋼スラグ混合地盤材料による造成地盤の物性に及ぼす
施工方法と地盤材料の物理・力学特性の影響に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、学校法人東京理科大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾整備事業の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、建設発生土や浚渫土に鉄鋼スラグを混合して利用することにより、建設発生土や浚渫土の力学特性を改善し、東京湾沿岸域施設整備に活用するための基礎資料を得るもので、鉄鋼スラグ混合地盤材料（①鉄鋼スラグとシールドトンネル建設時に発生する土砂を模擬した砂の混合、②鉄鋼スラグと浚渫土を模擬した粘土の混合）の水中投入時及び地盤造成後における材料分離性や法面形成性に対する施工方法や地盤材料の物理・力学特性の影響について検討するものである。本業務を遂行するためには、鉄鋼スラグ等の産業副産物の地盤工学的利用に関する技術に精通し、技術的判断をする能力、及び 10^{-6} レベルの微小ひずみ状態での応力ひずみ関係を測定することができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなす能力が求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結した研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾整備に関する総合かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。また、今後の港湾建設行政に与える影響は多大であることから公正かつ中立的な立場から業務を行うことができる機関が、本業務の実施機関として不可欠である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した学校法人東京理科大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(応募要件)

【技術力に関する要件】

- ① 鉄鋼スラグ等の産業副産物の地盤工学的利用に関する技術に精通し、技術的判断が可能なこと。
- ② 10^{-6} レベルの微小ひずみ状態での応力ひずみ関係を測定することができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことが可能なこと。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名：横浜港の地盤特性と地盤改良方法の最適化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立大学法人北海道大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾整備事業の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、横浜港の港湾建設に資するために横浜港新本牧地区及び本牧地区の地盤を対象に地盤特性を検討するとともに、当該地盤に適合する地盤改良方法の評価を行うものである。本業務を遂行するためには、適切な温度管理のもとで、かつノイズに敏感なベンダーエレメントに適した静穏な環境でベンダーエレメントを組み込んだ、 10^{-5} mm オーダーで変位による応力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を用いた試験の実施やベンダーの信号を解読する能力を有し、かつ1次圧密から2次圧密終了に至る過程を新たな考え方で説明可能な「アイソタック概念」を適用して圧密降伏応力で代表される圧縮曲線のひずみ速度依存性を検討する際に必要な土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} \text{s}^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} \text{s}^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を使いこなす能力を有することが求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結した研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。また、今後の港湾建設行政に与える影響は多大であることから公正かつ中立的な立場から業務を行うことができる機関が、本業務の実施機関として不可欠である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立大学法人北海道大学と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(応募要件)

【技術力に関する要件】

- ① 適切な温度管理のもと、静穏な環境においてベンダーエレメントを組み込んだ、 10^{-5} mm オーダーで変位による圧力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことが可能なこと。
- ② 土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} \text{s}^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} \text{s}^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を使いこなすことが可能なこと。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁(-15m)基本設計

本件は、下記理由により「パシフィックコンサルタンツ株式会社」と随意契約致したい。

記

本業務は、茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁(-15m)の基本設計を行うものである。

設計にあたっては、様々な現場条件に配慮し、隣接する D 岸壁 (-12m) 等の工事及び前面の供用中の岸壁の利用に支障をきたさない構造形式の選定や構造諸元の検討が必要である。そのため、岸壁の設計に関して十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行ったパシフィックコンサルタンツ株式会社を特定した。

したがって、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約を行うものである。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 既存観測機器等を活用した防災力強化方策検討業務

本件は、下記理由により「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約致したい。

記

本業務は、関東地方整備局港湾空港部各事務所等に設置されている既存観測機器等を活用した防災力の強化方策の検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が構築した防災情報プラットフォームに必要な機能追加等を行うものであり、既存の観測システムや災害対応に関する知識が必要不可欠である。

このため、新しい機能の構築について、有用な情報処理技術、セキュリティ対策に関する知見、各種デバイス等のツール等を有効的に活用し、迅速かつ効果的な災害対応を実施することが可能な方法について、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行った一般財団法人 沿岸技術研究センターを特定した。

したがって、一般財団法人 沿岸技術研究センターが本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人 沿岸技術研究センターと随意契約するものである。

令和 2 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 横浜港新本牧ふ頭地区護岸(南)他水理模型実験

本件は、下記理由により (株) エコー と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区護岸(南)及び南本牧ふ頭地区防波護岸南側に関する二次元水理模型実験にて、解析検討するものである。

本業務の実施に当たっては、防波護岸(スリットケーソン)の水理特性を的確に把握し、二次元水理模型実験(断面)にて防波護岸(スリットケーソン)の各波浪条件による越波特性を把握・評価し、設計へ適切に反映することが必要である。実験においては、越波流量が背後地へ及ぼす影響などの解析検討が重要であり、港湾における水理模型実験及び設計に関する最新の専門的な知見・技術力が必要である。

このため、護岸を越波する流量などが背後の道路配置に及ぼす影響の検討を目的とする最適な計測方法及び整理解析上の留意点について、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行った(株)エコーを特定した。

したがって、(株)エコーが本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断される。

以上の理由から、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、(株)エコーと随意契約するものである。

